

資料提供

令和5年8月23日（水）
労働政策課長 糸賀 正美
TEL:029-301-3635（内線 3630）

本県最低賃金の改正に係る公開質問状について

本年8月7日、茨城地方最低賃金審議会から茨城労働局長に対し、茨城県の最低賃金を42円引き上げ、953円に改正する答申が行われましたが、引上げ額決定の理由等を確認するため、本日、茨城地方最低賃金審議会会長に対し、公開質問状を提出しましたので、お知らせいたします。

記

- 1 公開質問状**
別紙のとおり
- 2 提出日**
令和5年8月23日（水）
- 3 提出先**
茨城地方最低賃金審議会会長 清山 玲 氏

2023年8月23日

茨城地方最低賃金審議会会長 清山 玲 殿

茨城県知事 大井川 和彦

本県最低賃金の改正に係る公開質問状について

本年8月7日、茨城地方最低賃金審議会から茨城労働局長に対し、茨城県の最低賃金を42円引き上げ、953円に改正することについて答申が行われました。

本県の経済実態を示す総合指数は全国9位であり、経済指標を考慮すると、最低賃金額も全国9位相当の990円程度が適当であると考えます。

しかしながら、今回の結果は、中央最低賃金審議会が示した最低賃金額改定の目安40円に2円のみが上乗せされた額であり、経済実態の反映や近隣他県との格差是正に配慮されたものとは考えられません。

つきましては、引上げ額決定の理由等について、下記のとおり質問いたしますので、8月中に回答いただきますようお願いいたします。

記

- 1 本県の最低賃金は、経済実態を示す総合指数に見合った額とは言えず、本来、あるべき額よりも低く抑えられていると考えられますが、今回、最低賃金額と経済指標との乖離を解消しなかった理由をお示し願います。
- 2 全国的に物価高騰や人手不足という状況にある中、他県では地域間格差などを考慮し、最低賃金額改定の目安に最大8円上乗せする積極的な引上げが行われている一方、本県の上乗せ額が2円にとどまった理由をお示し願います。
- 3 最低賃金は、本来、賃金の低廉な労働者における生活の安定を図るものですが、近隣他県では最低賃金が1,000円を超える改正答申が行われる中、今回の答申額で、その目的が十分に果たされていると言えるのか、見解をお示し願います。